

## Q&A よくある質問

Q1: 相談支援事業とは何ですか?

A: ニーズや困っていることなどを整理し、今後の目標を一緒に考えます。障がい児支援利用計画を作成し、適切な福祉サービス(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等)や福祉制度をご紹介します。

Q2: どのような人が相談できますか?

A: 日常生活のことなどで気になることや心配ごとがあればお気軽にご相談ください。障がい者手帳の申請についても相談することができます。

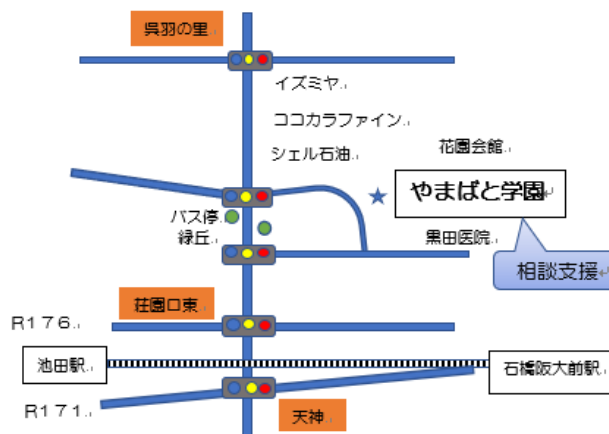
Q3: 障がい児支援利用計画を立てた後の相談はどうしたらよいですか?

A: サービスがうまく使われているか定期的に確認します。その他ご相談があればご連絡ください。

Q4: 18歳を過ぎたらどうすればいいですか?

A: ライフステージに合わせて、年齢に合う相談支援事業所等をご紹介します。

## アクセス



- 阪急電鉄「石橋阪大前駅」から徒歩 15 分
- 阪急バス「石橋阪大前駅北口」から  
1・5・21 番・・・東畑方面行き  
31 番・・・五月丘方面行き  
11・13 番・・・市民病院行き  
バス停緑丘下車 徒歩 3 分

## お問い合わせ先

池田市立児童発達支援センター  
やまばと学園 相談支援

〒563-0022

池田市旭丘1-1-10

TEL/FAX: 072-762-3218

メール:

soudan-yamabato@city.ikeda.osaka.jp

池田市立児童発達支援センター  
やまばと学園

## 相談支援

一人一人の可能性、やりたい気持ちを大切に、将来自分らしく暮らしていけるようにライフステージに合わせて一緒に成長をサポートしていきます。

指定障がい児相談支援事業



## こんな時にご相談ください

- ◆ 生活する上で困ったことがあり、相談したい。
- ◆ 療育先を探したい。
- ◆ 福祉サービスを知りたい。

## ご相談・利用対象者

0歳から18歳までの発達に心配のある方とその家族等。※ただし、15歳以上の新規相談の場合やその他の事情を総合的に勘案し、必要に応じて他の事業所を案内、引継ぎさせていただくことがありますのでご了承ください。

## 受付時間

月曜日～金曜日までの9時～16時30分に電話でお申込み下さい。

休日：土曜日・日曜日・国民の祝日

12月29日～1月3日

## 相談

相談支援専門員、社会福祉士が相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。あわせて、適切な福祉サービスをご紹介します。

## 障がい児支援利用計画

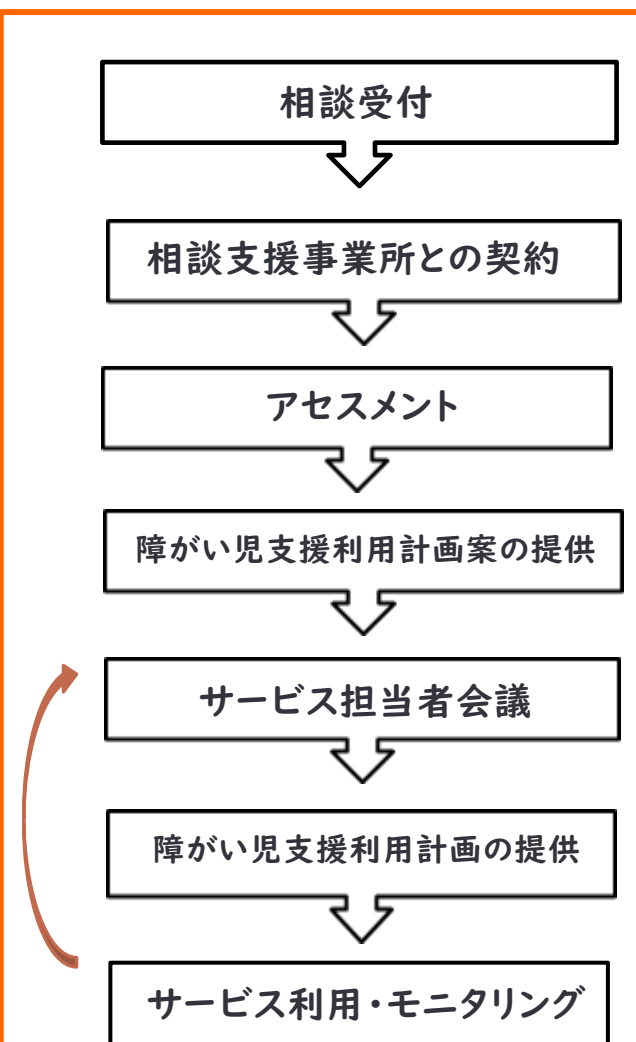
相談支援専門員が自宅等を訪問して、相談やニーズをもとに、状況を整理し、障がい児支援利用計画を作成します。福祉サービス等の事業者と連携し、サービスが適切に利用できているか定期的にモニタリングします。

## 料金

原則、自己負担はありません。



## 障がい児支援利用計画作成の流れ



福祉サービスの利用には受給者証が必要です。

（窓口：発達支援課・障がい福祉課）